

務	00	01	10年
(令和18年3月末まで保存)			

警 務 第 1 0 8 号  
令 和 7 年 6 月 1 3 日

各 警 察 署 長 殿

警 務 部 長

#### 審査基準の改定について

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第11条第1項に基づく裁定は、犯罪被害給付制度事務処理要領（令和6年12月2日付け警察庁丙犯被発第257号別添。以下「事務処理要領」という。）を参照しているところ、令和7年5月27日付けで事務処理要領が改正されたことに伴い、別添のとおり、行政手続法（平成5年法律第88号）における審査基準を改定したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「審査基準の改正について」（令和6年12月6日付け警務第283号）は廃止する。

担当：警務課犯罪被害者支援室

法 令 名：犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
根 拠 条 項：第11条第1項
処 分 の 概 要：犯罪被害者等給付金の支給等の裁定
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第2条（定義）、第3条（犯罪被害者等給付金の支給）、第4条（犯罪被害者等給付金の種類等）、第5条（遺族の範囲及び順位）、第6条（犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合）、第7条（他の法令による給付等との関係）、第8条（損害賠償との関係）、第9条（犯罪被害者等給付金の額）、第10条（裁定の申請）、第11条第2項及び第3項（裁定等）、第12条（仮給付金の支給等）、第13条第1項及び第3項（裁定のための調査等）  犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第1条（法第2条第5項の政令で定める要件）、第2条（法第2条第6項の政令で定める身体上の障害の程度）、第3条（法第7条第1項の政令で定める給付等）、第4条（法第7条第1項の給付等に相当する金額）、第5条（遺族給付基礎額）、第6条（遺族給付金に係る倍数）、第7条（法第9条第2項の政令で定める期間）、第8条（法第9条第2項の療養に要した費用の額）、第9条（法第9条第2項の政令で定める法律）、第10条（法第9条第2項の政令で定める場合）、第11条（法第9条第2項の政令で定める額）、第12条（休業加算基礎額）、第13条（法第9条第4項の政令で定める額）、第14条（障害給付基礎額）、第15条（障害給付金に係る倍数）、第16条（法第12条第1項の政令で定める額）  犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第1条（障害等級に該当する障害）、第2条（犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合）、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条（犯罪被害者等給付金の支給に関する特例）、第12条（令第3条の国家公安委員会規則で定める給付等）、第13条（令第4条の国家公安委員会規則で定める算定方法）、第14条（令第5条のその他の者の収入日額の算定方法）、第15条（遺族給付金の支給に係る遺族の障害の状態）、第15条の2（法第9条第3項の国家公安委員会規則で定める場合）、第16条（遺族給付金の支給に係る裁定の申請）、第17条（重傷病給付金の支給に係る裁定の申請）、第18条（障害給付金の支給に係る裁定の申請）、第19条（損害賠償を受けた場合の届出）、第22条（申請書等の経由）、第23条（添付書類の省略）
準拠基準：犯罪被害者等給付金の支給等の裁定は、「犯罪被害給付制度事務処理要領」（令和7年5月27日付け警察庁丙犯被発第6号別添）を参照して行うものとする。
処 理 期 間：おおむね1年以内
申 請 先：青森県警察本部又は住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 （電話番号 017-723-4211）
備 考：